

報告 8 号

長野市立博物館条例の一部を改正する条例~~（案）~~要綱

教育委員会博物館

事 項	説 明
1 改正の理由	ミュゼ蔵を廃止することに伴い、改正するもの
2 改正の内容	主な内容は、次のとおり (1) 長野市立博物館の分館からミュゼ蔵を除く（第 2 条関係）。 (2) 展示発表等のため、その使用に係る許可を受けた者が使用する信州新町美術館第一展示室のみに入場する場合の信州新町化石博物館・有島生馬記念館・信州新町美術館（共通）に係る入館料は、無料とするものと定める（別表第 1 関係）。
3 施 行 期 日	令和 4 年 2 月 1 日から施行する。
4 審 議 状 況	(1) 法規審査委員会の決定 1 1 月 4 日 (2) 庁 議 の 決 定 1 1 月 1 7 日

長野市立博物館条例の一部を改正する条例

長野市立博物館条例（昭和56年長野市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項の表ミューゼ蔵の項を削る。

第5条第1項中「、信州新町美術館第一展示室又はミューゼ蔵展示室」を「又は信州新町美術館第一展示室」に改める。

別表第1中「信州新町化石博物館・有島生馬記念館・信州新町美術館（共通）」を「信州新町化石博物館・有島生馬記念館・信州新町美術館（第一展示室・第二展示室・第三展示室）（共通）」に改め、同表備考を次のように改める。

備考

- 1 この表において「団体」とは、20人以上のものをいう。
- 2 使用者が使用する信州新町美術館第一展示室のみに入場する場合の信州新町化石博物館・有島生馬記念館・信州新町美術館（第一展示室・第二展示室・第三展示室）（共通）に係る入館料は、第4条第1項及び第2項の規定にかかわらず、無料とする。

別表第2 ミューゼ蔵展示室の項を削る。

附 則

この条例は、令和4年2月1日から施行する。

長野市立博物館条例 新旧対照表

改正後

○長野市立博物館条例

昭和56年 3 月 28 日 長野市条例第29号

(設置)

第 2 条 略

2 略

3 分館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
戸隠地質化石博物館	略
信州新町美術館	略
(削除)	

(特別展示室等の使用等)

第 5 条 展示発表等のため、長野市立博物館特別展示室又は信州新町美術館第一展示室（以下「特別展示室等」という。）を使用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

2 略

別表第 1 （第 4 条関係）

区分		一般	高校生	小・中学生
長野市立博物館		円	円	円
鬼無里ふるさと資料館	個人	略	略	略
	団体 1 人につ	略	略	略

改正前

○長野市立博物館条例

昭和56年 3 月 28 日 長野市条例第29号

(設置)

第 2 条 略

2 略

3 分館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
戸隠地質化石博物館	略
信州新町美術館	略
ミュゼ蔵	長野市信州新町新町37番地 1

(特別展示室等の使用等)

第 5 条 展示発表等のため、長野市立博物館特別展示室、信州新町美術館第一展示室又はミュゼ蔵展示室（以下「特別展示室等」という。）を使用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

2 略

別表第 1 （第 4 条関係）

区分		一般	高校生	小・中学生
長野市立博物館		円	円	円
鬼無里ふるさと資料館	個人	略	略	略
	団体 1 人につ	略	略	略

改正後					
		き			
信州新町化石博物館・有島生馬記念館・信州新町美術館（第一展示室・第二展示室・第三展示室）（共通）	個人		略	略	略
	団体 1 人につき		略	略	略
	き				
備考					
1 この表において「団体」とは、20人以上のものをいう。					
2 使用者が使用する信州新町美術館第一展示室のみに入場する場合の信州新町化石博物館・有島生馬記念館・信州新町美術館（第一展示室・第二展示室・第三展示室）（共通）に係る入館料は、第4条第1項及び第2項の規定にかかわらず、無料とする。					
別表第2（第6条関係）					
区分		使用料（1日につき）			
長野市立博物館特別展示室	入場料等を徴収しない場合	円略			
	入場料等を徴収する場合	略			
信州新町美術館第一展示室	入場料等を徴収しない場合	略			
	入場料等を徴収する場合	略			
(削除)					

改正前					
		き			
信州新町化石博物館・有島生馬記念館・信州新町美術館（共通）	個人		略	略	略
	団体 1 人につき		略	略	略
	き				
備考 この表において「団体」とは、20人以上のものをいう。					
別表第2（第6条関係）					
区分		使用料（1日につき）			
長野市立博物館特別展示室	入場料等を徴収しない場合	円略			
	入場料等を徴収する場合	略			
信州新町美術館第一展示室	入場料等を徴収しない場合	略			
	入場料等を徴収する場合	略			
ミューゼ蔵展示室	入場料等を徴収しない場合	500			
	入場料等を徴収する場合	1,000			

改正後		改正前	
		合	
備考 略		備考 略	